

「妻の年齢」「夫の年収」で答えは全然違う

どこの「壁」が問題なのか

103万?
106万?
130万?
いや150万?

妻の収入は家計の支えとなる一方、「〇〇万円の壁」と称される複雑な制度を理解しておかないと、「働き損」に陥るリスクがある。

今年から「配偶者控除」の制度が大きく変わった。これまで問題となっていたのは「103万円の壁」だった。妻の年収が103万円以下だと、夫の所得から最大38万円が控除された。例えば、夫の年収が60万円の場合、妻の年収が103万円以下だと所得税・住民税を合わせ約7万1000円税負担が軽くな



都内在住のA氏（50）は

①妻の収入は「少しあればいい夫婦の場合

メーカーの現役正社員。収入は安定しているが子供の教育費がかさみ、預貯金を貯めると控除額は段階的に縮小され、年収20万円を超えると受けられなくなる。

しかし、これで「妻は『壁』を気にせず150万円まで働ける」と理解するのは間違いだ。気にすべき「壁」が他にあるのだ。

「妻の収入は『少し

ついたため、多くの妻は年収103万円を超えないよう仕事量を調整してきた。この「103万円の壁」

が、今年から「150万円

の壁」に引き上げられた（夫

の収入が1220万円以下の

場合）。収入がこの額を超

えると控除額は段階的に縮

小され、年収20万円を

超えると受けられなくなる。

しかし、これで「妻は『壁』

を気にせず150万円まで

働ける」と理解するのは間

違いだ。気にすべき「壁」

が他にあるのだ。

このように妻が働いて収

入を得る場合、年収100

万円までは非課税になる。

「年収が100万円を超

ると住民税、103万円超

ると所得税がかかります。

ただ、年収104万円の場

合例に従っても住民税、

所得税合わせて8500円

程度の負担。働いたぶん手

取り収入は増えるので、さ

ほど気にする必要はありません（税理士の落合孝裕氏）

注意が必要となるのは、

その先の「社会保険の壁」だ。

妻が夫の扶養から外れる際の条件は、勤め先の規模などでも異なる。

従業員50人以上の会社の場合、「106万円の壁」がある。年収106万円（かつ勤務時間が週20時間以上働くと、社会保険料が給料から天引きされて手取

りが減る）

トの多くのがこの条件に当てはまります。実際に妻の年収が106万円になると、

「大手スーパーで働くバ

ー」はあります。

実際には、年収106万円の妻

はあります。

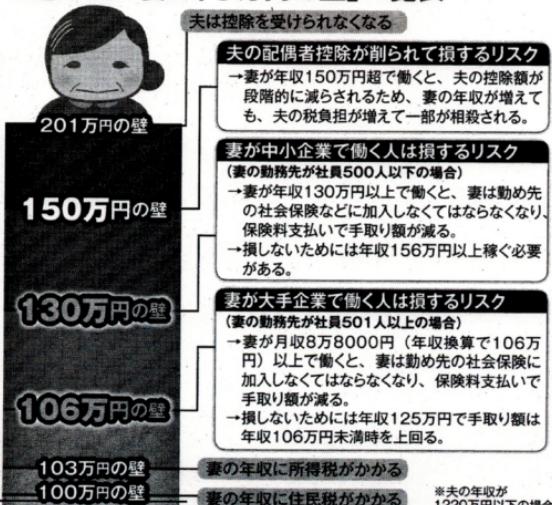
保険料を抜いた手取り額は

約90万円。夫の扶養から外

れない年収105万円の妻

より約14万円も手取りが減

注意したい妻の「○万円の壁」一覧表



妻の勤め先が従業員50人以下であれば、これが「130万円の壁」になる。夫の年収が130万円以上だと国民健康保険、国民年金などに加入する必要が出てくるのだ。

このケースでは年収が増え、保険料も増額となり手取りへの影響が大きい。

「妻の年収が129万円の場合、税金を引いた手取りは約124万円ですが、年収130万円だと社会保険料が引かれて手取りは約100万円まで減ってしまいます」(同前)

「妻の働き方」を決める際に、「こうした『働き損』を考慮する必要がある。

「損益分岐点」を知ろう

②妻の収入を「頼りにする」夫婦の場合

都内在住のB氏(36)は

定年後の再雇用で収入が半減。頼りにするのは宅配のパートをする妻の収入増だ。

これは「社会保険の壁」を考慮して仕事をセーブするより、家計を助けるため

「妻のパートで少しでも多く稼いでほしい」ケースだ。

前述の通り、妻の勤め先が従業員50人以上の会社なら、年収が106万円になると手取りが90万円まで一気に減る。

「年収125万円になると、『働き損』は解消されます。逆にいえば、年収106万円以上125万円未満だと、

会保険の壁を超えないほうが手取りが多いから」という状態に陥ってしまう」(同前)

③妻が長くパートで稼ぎ続けようとする夫婦の場合

従業員500人以下の会社に勤める場合の損益分岐点は、年収156万円。すな

わち、年収130万円以上156万円未満が「働き損」になる。B氏のような場合、

「どくにこの手取り回復の分岐点を意識したほうがよいでしょう」(同前)

一方で、冒頭に記したように、妻の年収が「150万円の壁」を超えると配偶者控除が縮小されるが、「妻

が年収156万円以上になれば、妻の手取り増のほう

が大きく、夫婦の収入はプラスになる」(同前)のだ。

メリットとして見てきたが、メリットと捉えられる夫婦もいる。

「例えば、年収約160万円の妻が厚生年金保険料を10年間払い続けると総額は147万円になる。手取りが減って『損』と思うかもしれません。しかし、保険料を10年間払い続けると55歳以降の年金は8万8000円(年額)となり、82歳より長生きすれば、納めた保険料より多く受け取ることができる。妻が50代前半であれば、厚生年金に入ることによる年金上乗せ効果は、決して小さくない」(社会保険労務士・北村庄吾氏)

「従業員500人以下の企業では年収が130万円を超えて、勤務時間が一般社員の4分の3未満などの場合は厚生年金に加入でき

ないことがある。企業に問い合わせましょう」(同前)

妻の社会保険料負担をテ

「妻の『賢い働き方』で、

定年後はより豊かになる。